

農地の転用には



許可が必要です!

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、自分の土地であっても、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。また、転用許可は全ての農地が対象となり、登記地目が田・畑でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、本庁の農業委員会事務局、大隅支所・財部支所の産業振興課農政商工・農業委員会係で、受け付けております。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

○自己所有農地に杉・クスギなどを植林する ○自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

○住宅・畜舎などを建築するため農地を買う・借りる ○他人名義の農地を購入し、杉・クスギなどを植林する
○資材置場、駐車場などとして利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります!

許可を受けずに行った行為は、農地法の違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下の（法人は1億円以下）の罰金となります。

**無断転用の土地を有している場合、
今後新たな農地取得（貸し借りも含む）や、
転用の申請を保留にする場合がありますので、
速やかに無断転用の是正を行ってください。**